

< 川越市 >

川合善明市長！あなたはどれだけ「暇」なのか…？

「暇を持って余して」市民を訴えまくるようなことをしているのか！？

さいたま地裁川越支部は川合善明市長の「お気に入り」スポット？

3月19日午前10時半の、さいたま地方裁判所川越支部1号法廷は、川合善明市長が原告となって川越市民を訴えた3つの裁判が開かれ、さながら“川合善明市長テー”の様相を呈していた。現役の市長が市民を次々に訴えること自体、前代未聞だろう。

さすが現役の弁護士である川合善明市長は代理人弁護士をつけず、全部自分で訴状を書いていた。弁護士に相談したら、「市長が市民を次々に訴えるのは、いかがなものか」と止められると思ったのかもしれない。

誰にも相談しないで、思うが儘に裁判を起こしたということなのだろう。

1件は、さいたま地方裁判所で川合善明市長が住民に訴えられている側（補助参加人）になっている住民訴訟に関するもので、「住民が裁判を起こしたことが違法」だというものだ。それだったら、さいたま地方裁判所に起こせばいい。

それをしないで川越市庁舎のすぐ裏手にある、「さいたま地方裁判所川越支部」に起こすのは、川合善明市長のお気に入り裁判所ということなのかもしれない。

議会中に「裁判の期日」を入れる川合善明市長の大胆さ

ところで、3月19日は川越市議会の開催期間中だ。川合善明市長は、議会開催中は議場にいなくても答弁する職員に指示をしたり、必要に応じて出席したりする必要があるから、個人で起こした裁判に出掛けるどころではない。そのことが分かっているながら、2月20日の裁判のときに、次回期日は3月19日でいいと決めたのはどういうつもりなのか。

議会を放ったらかしにするつもりなのか、それとも裁判をすっぽかすつもりなのか。

どちらにしても飛んでもないことだ。怖いもの知らずだ。

しかし、3月19日の期日に川合善明市長は、法廷に姿を現わさなかった。

と…ということは、法廷をすっぽかしたのか。と…思いきや前回の期日の後に、3件の裁判に代理人の弁護士をつけたらしく、ひとりの男性弁護士が原告席に着席した。

見覚えのある弁護士の登場！

本紙はこの弁護士の顔に見覚えがあった。平成28年10月、川越市民有志、国際的映画監督である高橋玄監督、土屋トカチ監督らで組織した「コレクト行政！連絡協議会」が、「官製談合」「都市計画法違反」の疑惑があるとして、さいたま地方検察庁に刑事告発したことを記者会見し、同内容を「コレクト行政！連絡協議会」のウェブページに掲載したことが名誉毀損にあたるとして、川合善明市長から「名誉毀損」で訴えられた裁判（現在、最高裁へ上告中）で、川合善明市長の代理人として法廷に来ていた坂本慎二弁護士だ。

被告席には「法曹界のゴールデンコンビ」こと、清水勉弁護士と出口かおり弁護士が着席した。川合善明市長がらみの裁判で顔を合わせた弁護士同士が再び原告、被告の立場で相まみえることになったのだ。

昔のブログが「名誉毀損」？

1件目の裁判は、落語家議員・三遊亭窓里として知られている小林薫市議会議員（7期目）を名誉毀損で訴えた事件。訴状によると、川合善明市長が問題にしているのは小林市議がブログに書いた記事。1つは、川合善明市長が目の敵にしている行政調査新聞のピラ（『悪質 官製談合』、『癒着 市民への背信行為』）を「転載していることが許せん！」というもの、もう1つは、「川合川越市長をよく知る奴」が小林市議のブログに、悪質な書き込みをしたというものだ。

本紙のピラを転載したのは2016年9月。2019年2月頃に削除されているのに、1年後の2020年2月に訴えた。「川合川越市長をよく知る奴」を批判した記事は2018年5月、10月に掲載されたもので、それを2年近く経った2020年2月に訴えた。

市長の仕事は多忙を極めていると思いきや、川合善明市長は違らしい。

一市議のブログの過去の書き込みをチェックし、自分を批判しているような記事を見つけ出すような、暇な時間があるのだ。古い記事である上にとっくに削除されている記事を今更、訴えるのはどういふつもりなのか。

川合善明市長と親しい人を批判している書き方になっている記事を、川合善明市長が自分に対する名誉毀損として問題にするというのもどういふ感覚なのだろうか。

小林市議が削除する前に記事を保存しておいて暫くしてから訴える心根は、随分器が小さくないか？ こういう人物が川越市長だったことを知ると、川越市民としては情けな

い気持ちでいっぱいになる。「私はこんな人に投票してしまったのか」と反省している市民のため息があちこちから聞こえてきそうだ。

閉廷後、インタビュー取材に応じた小林市議は、「とんでもない話だ。なにが名誉毀損だ。聞いて呆れる」と、とことんまで争う姿勢をみせた。

次回期日には、具体的な事実認否が小林市議側から行われる予定だ。

なんで今ごろ、住民訴訟原告「22名中の4名」を訴えたのか？

2件目の裁判は、2月26日号でも報じた「川越市民4名に対する名誉毀損裁判」の第1回弁論期日だった。訴えられた市民4名は「市道不正認定住民訴訟（以下、住民訴訟）」に加わっている22名の原告のうち4名。

住民訴訟に関しては、下記の記事をご参照願いたい。

「川越市・市道不正認定住民訴訟」

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約308万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

訴状によると、上記の住民訴訟は「事實的・法律的根拠を欠く訴訟であり、原告に対する不法行為であり、名誉を傷つけられた」として、川越市民4名に対し慰謝料金300万円の支払いを求める内容だ。

住民訴訟の原告は22名。住民訴訟が不法行為だというのなら、22名全員を訴えるべきだ。それを4名だけ選んで訴えているのは、4人に対する嫌がらせだとしか考えられない。被告代理人の清水勉弁護士と出口かおり弁護士は、「川越市民4名に対するこの訴訟は、既にさいたま地方裁判所第4民事部に審議されている住民訴訟の主張立証内容とほとんど重なっている」という。まともな住民訴訟でないならば、裁判はさっさと終わってしまい、川合善明市長に「不法行為だ」と言われても仕方ない。しかし、まともな住民訴訟なら裁判の途中で徐々に不正が明らかになり、裁判は簡単には終わらない。

4人が訴えられた原因となった住民訴訟は、裁判を起こしてから2年も経つ。これまで被告（川越市長）と補助参加人（川合善明市長、齊木隆弘元市議など）の言い分がバラバラになっていて、補助参加人らのうさん臭さが明らかになって来ている。住民訴訟が「不法行為ではない」ことは、さいたま地方裁判所の裁判官にははっきりしている。

そんな時期に川合善明市長が、住民訴訟は不法行為だとさいたま地方裁判所に訴えれば、裁判所は「何を言っているんだ！」と一蹴するに違いない。しかし、住民訴訟の審理経過を知らない川越支部の裁判所なら、「川合善明市長の言っていることは本当かもしれない」と味方してくれるかもしれない。川合善明市長はそんなふうに計算したのだろう。

市長にしておくには、少々の外れな失笑を禁じ得ない姑息さを有する御人のようだ。

閉廷後のインタビュー取材で、清水勉弁護士は「通常ですと、このような訴えは、審議中の裁判所で審議開始から間もない頃に起こるものです。または、判決後に訴訟が起こる場合もあります。さいたま地方裁判所第4民事部での審議が山場を迎えているこのタイミングで、異なる法廷へ提訴するのは非常に珍しいケースですね」と首をかしげた。

弁護士会に通報した本紙 松本を訴えないで、

本紙 松本にセクハラ被害を「告白した女性」を訴える???

3件目の裁判は、上記住民訴訟の原告のひとりである川越市民・女性 A さん（仮名）に対する名誉毀損裁判。第 2 回目の弁論だ。

本紙社主である松本州弘は、A さんから川合善明市長によって過去にセクハラ被害を受けたことを聞かされ、義憤にかられ、埼玉弁護士会に川合善明市長を懲戒対象者とする懲戒請求をした。懲戒請求者は A さんではない。ところが驚いたことに、川合善明市長は本紙松本を被告にするのではなく、A さんを被告にして名誉毀損の訴訟を起こしたのだ。スラップ訴訟の典型。まったく理解できない訴訟だ。次回は、原告から提出された準備書面による問いに対し、女性 A さん側から反論が行われる。

「住民訴訟の原告の4名が訴えられた裁判」と「A さんが訴えられた裁判」の次回期日は、4月23日(木)午前11時である。

小林市議が訴えられた裁判の次回期日は、5月21日午前11時である。

同日は 30 分早く来ると、同じ法廷で新井喜一元市議が川越市の女性職員を債務不存確認（女性職員から「100万円払え」と請求されていることについて）と名誉毀損（ハラスメント行為をしていないのに「しつこくハラスメント行為をされた」とマスコミに言い触らした）の裁判をしている。

どれもさいたま地方裁判所川越支部 1号法廷である。多くの川越市民に裁判を傍聴して頂きたいが、**新型コロナウイルス問題**が続いているようであれば、傍聴席が3分の1の14席くらいに減らされている状態になっているので、承知しておいて頂きたい。■